

令和 7 年 3 月橋本市議会定例会会議録（第 6 号）

令和 7 年 3 月 19 日（水）

議事日程第 6 号

令和 7 年 3 月 19 日（水） 午前 9 時 30 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 36 号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例についての撤回の件

日程第 3 議案第 20 号 橋本市市脇農村女性の家設置及び管理条例等を廃止する条例について

日程第 4 議案第 36 号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 42 号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 10 号 令和 7 年度橋本市一般会計予算について

日程第 7 議案第 11 号 令和 7 年度橋本市国民健康保険特別会計予算について

日程第 8 議案第 12 号 令和 7 年度橋本市駐車場事業特別会計予算について

日程第 9 議案第 13 号 令和 7 年度橋本市墓園事業特別会計予算について

日程第 10 議案第 14 号 令和 7 年度橋本市介護保険特別会計予算について

日程第 11 議案第 15 号 令和 7 年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 12 議案第 16 号 令和 7 年度橋本市工業団地造成事業特別会計予算について

日程第 13 議案第 17 号 令和 7 年度橋本市水道事業会計予算について

日程第 14 議案第 18 号 令和 7 年度橋本市下水道事業会計予算について

日程第 15 議案第 19 号 令和 7 年度橋本市病院事業会計予算について

日程第 16 議案第 43 号 令和 6 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第 5 号）について

日程第 17 議案第 44 号 土地の処分について

日程第 18 議案第 45 号 財産の貸付けについて

日程第 19 委員会提出議案第 1 号 京奈和自動車道の 4 車線化を求める意見書について

日程第 20 委員会提出議案第 2 号 市民病院経営の財政基盤安定化に向けた財政支援及び物価・賃金上昇に対応できる診療報酬改定の即時実施を求める意見書について

日程第 21 委員会提出議案第 3 号 市町村振興資金貸付制度の拡充及び地域医療確保のための支援を求める意見書について

日程第 22 委員会提出議案第 4 号 地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分事項の指定の一部改正について

日程第 23 委員会提出議案第 5 号 橋本市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 24 委員会提出議案第 6 号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について

会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第36号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例についての撤回の件
- 日程第3 議案第20号 橋本市市協農村女性の家設置及び管理条例等を廃止する条例について
- 日程第4 議案第36号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第42号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第10号 令和7年度橋本市一般会計予算について から、日程第15 議案第19号 令和7年度橋本市病院事業会計予算について まで
- 日程第16 議案第43号 令和6年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第5号）について から、日程第18 議案第45号 財産の貸付けについて まで
- 日程第19 委員会提出議案第1号 京奈和自動車道の4車線化を求める意見書について
- 日程第20 委員会提出議案第2号 市民病院経営の財政基盤安定化に向けた財政支援及び物価・賃金上昇に対応できる診療報酬改定の即時実施を求める意見書について と、
- 日程第21 委員会提出議案第3号 市町村振興資金貸付制度の拡充及び地域医療確保のための支援を求める意見書について
- 日程第22 委員会提出議案第4号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分事項の指定の一部改正について から、日程第24 委員会提出議案第6号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について まで

議員定数18名

出席議員18名

1番	森 下 伸 吾 君	2番	板 橋 真 弓 君
3番	岡 本 喜 好 君	4番	梅 本 知 江 君
5番	阪 本 久 代 君	6番	高 本 勝 次 君
7番	岡 弘 悟 君	8番	田 中 博 晃 君
9番	堀 内 和 久 君	10番	垣 内 憲 一 君
11番	岡 本 安 弘 君	12番	小 林 弘 君
13番	田 中 和 仁 君	14番	南 出 昌 彦 君
15番	辻 本 勉 君	16番	土 井 裕美子 君
17番	石 橋 英 和 君	18番	中 本 正 人 君

説明員職氏名

市 長	平 木 哲 朗 君	副 市 長	小 原 秀 紀 君
教 育 長	今 田 実 君	病院事業管理者	古 川 健 一 君
総合政策部長	井 上 稔 章 君	総 務 部 長	中 岡 勝 則 君
経済推進部長	三 浦 康 広 君	健康福祉部長	久 保 雅 裕 君

農業委員会事務局長

危機管理監 大岡 久子 君
会計管理者 兼井 和彦 君
教育部長 岡 一行 君
病院事務局長 池之内 正行 君
監査委員事務局長 岩坪 恭子 君
政策企画課長 辻本 真吾 君

建設部長 西前 克彦 君
上下水道部長 堤 健 君
消防長 永井 智之 君
選挙管理委員会事務局長 辻本 昌亮 君
財政課長 三嶋 信史 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福井 直記
書 記 諸田 泰己

議会事務局次長 笹山 奨

(午前9時30分 開議)

○議長（森下伸吾君）おはようございます。
ただ今の出席議員は18人で全員であります。

○議長（森下伸吾君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

市長から、令和7年3月17日付、橋総第819号をもって追加議案3件が、総務経済委員会委員長 南出君から、令和7年3月12日付をもって議案1件が、文教厚生建設委員会委員長 堀内君から、令和7年3月13日付をもって議案2件が、議会運営委員会委員長 土井君から、令和7年3月18日付をもって議案3件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森下伸吾君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、8番 田中君、18番 中本君の2人を指名いたします。

日程第2 議案第36号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例についての撤回の件

○議長（森下伸吾君）日程第2 議案第36号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例についての撤回の件を議題といたします。

撤回理由の説明を求めます。

病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）おはようございます。令和7年2月25日提出議案であります議案第36号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、提出案件のさらなる精査、調査の必要が生じたため、本議案は撤回させていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森下伸吾君）お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第36号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例についての撤回の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、議案第36号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例についての撤回の件 については、これを承認することと決しました。

日程第3 議案第20号 橋本市市協農村女性の家設置及び管理条例等を廃止する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第3 議案第20号 橋本市市協農村女性の家設置及び管理条例等を廃止する条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長 14番 南出君。

〔14番（南出昌彦君）登壇〕

○14番（南出昌彦君）皆さん、おはようございます。委員長報告をさせていただきます。

去る3月6日の本会議において、本委員会に付託された議案第20号 橋本市市協農村女性の家設置及び管理条例等を廃止する条例について を審査するため、3月12日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第20号は、橋本市公共施設等総合管理計画に基づく地元区との協議の結果、地元区に施設を移譲または使用貸借を行うため、行政財産としての用途を廃止するものである。

委員から、本議案に関連し今後移譲等を進めていく施設はあるか とのただしがあり、橋本市公共施設等総合管理計画に基づき46か所の施設について協議を進め、移譲する施設は9施設、使用貸借契約を結ぶ施設は25施設、使用しないとなった施設は6施設、現在協議中の施設は6施設となっている との答弁がありました。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします

ます。

○議長（森下伸吾君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号 橋本市市協農村女性の家設置及び管理条例等を廃止する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第36号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第4 議案第36号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について は、先刻、議案第36号の撤回を承認しましたことから、これを削除いたします。

日程第5 議案第42号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（森下伸吾君）日程第5 議案第42号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生建設委員会委員長 9番 堀内君。

〔9番（堀内和久君）登壇〕

○9番（堀内和久君）おはようございます。

それでは報告させていただきます。

去る3月6日、本会議において、本委員会に付託されました議案第42号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを審査するため、3月13日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第42号は、本市国民健康保険の財政状況の改善を図るため、各税率の見直しを行うものである。

委員から、本市の国民健康保険税の軽減措置を受けている世帯数と割合について ただしがあり、令和6年度当初で5,101世帯、加入世帯の約6割が軽減措置を受けている との答弁がありました。

未就学児に係る均等割保険税の軽減措置を受けている世帯数と人数について ただしがあり、158世帯218人が受けている との答弁がありました。

県の示す標準保険税率より各所得割を約0.3%増額する理由について ただしがあり、県の示す令和7年度標準保険税率で試算した場合、収支が約1,000万円の赤字となる。また、後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用範囲拡大に伴い国民健康保険加入者が減少傾向にある状況を考慮し、収支の均衡を図るためである との答弁がありました。

物価高騰が続く中、国民健康保険税が毎年上がり、加入者の生活が苦しさを増している状況について、市はどのように考えているかとのただしがあり、国民健康保険は国民皆保険制度の最後のとりでであり、誰もが安心して医療を受けられるよう制度を守っていかな

ければならない。国に対しては、全国市長会等と連携し公的支援の拡充の要望を引き続き行っていく との答弁がありました。

国民健康保険の財政運営の今後の見通しについて ただしがあり、加入者の減少が続く、基金を積み立てていくことも難しいため、今後も運営は厳しくなっていく見通しである との答弁がありました。

討論に入り、原案に反対の立場から、本市では国民健康保険税の軽減措置を受けている人は加入者全体の約6割を占めており、国民健康保険税率の大幅な引上げは低所得者や子育て世帯等に大きな負担となる。物価高騰が続く中、国民健康保険加入者はますます厳しい生活を強いられることになるため、本案に反対する との討論がありました。

議員各位のご賛同のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

6番 高本君。

〔6番（高本勝次君）登壇〕

○6番（高本勝次君）それでは、議案第42号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

国民健康保険に加入している人たちは、多くが自営業者や年金生活者、非正規労働者であります。本市の国保税軽減措置を受けておられる人数は、令和6年度で全体の約6割もおられます。低所得の方が多い状況であります。

国民健康保険は命綱であり、無理をしてで

も毎年上がる保険税を納税している方は少なくありません。均等割で、子どもが増えれば国保税が上がっていくので、子育て支援から見ても、義務教育期間までの軽減措置が必要ではないでしょうか。

毎年物価高騰が続く、低所得者や子育て世帯に負担のかかる現状から見て、国保加入の市民の暮らしが条例改正によってますます厳しい状況になっていくと思います。

以上の観点から、今回の条例改正について反対いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

16番 土井君。

〔16番（土井裕美子君）登壇〕

○16番（土井裕美子君）皆さん、おはようございます。私は議案第42号の橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の最後のとりでと言われておりまして、誰もが安心して医療を受けられるように守っていかなければならない制度であります。

平成30年、国保制度が改正され、財政運営主体が和歌山県に移行し、橋本市も毎年県に納付金を納めることになりました。そのため、今は県から提示される本市の標準保険料率に基づき、国保税を課税するものであります。

本市におきましては、国保の基金を令和2年以降取り崩しながら急激な値上げを抑制してきましたが、残念ながら令和5年度での基金残高はゼロとなりました。

今回の改正では県の示す標準保険税率より各所得割を0.3%増額するものでありますが、先ほどの委員長の報告にもあったとおり、県の示す令和7年度の標準保険税率で試算すると、収支が約1,000万円の赤字となるというこ

とでございます。また、今後の加入者の減少傾向も考慮し、今回の値上げは収支の均衡を図るものであるということでございます。

物価高騰が続く中、市民にとりましては大変厳しい状況ではありますが、今回の改正は、国民皆保険制度の最後のとりでである国民健康保険制度を守っていく上ではやむを得ない選択であると考え、賛成とさせていただきます。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第42号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森下伸吾君）起立多数であります。

よって、議案第42号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第10号 令和7年度橋本市一般会計予算について から、日程第15 議案第19号 令和7年度橋本市病院事業会計予算について までの10件

○議長（森下伸吾君）日程第6 議案第10号 令和7年度橋本市一般会計予算について から、日程第15 議案第19号 令和7年度橋本市病院事業会計予算について までの10件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

令和7年度予算審査特別委員会委員長 8番 田中君。

〔8番（田中博晃君）登壇〕

○8番（田中博晃君）おはようございます。
それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る3月6日の本会議において、本委員会に付託された議案第10号から議案第19号までの令和7年度各会計予算10件の審査結果について報告いたします。3月7日、10日、11日に委員会を開催し、慎重審査を行いました。審査結果については、次のとおりです。

まず、議案第10号は、賛成討論が3人、反対討論が1人あり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号は、賛成討論と反対討論がそれぞれ1人ずつあり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号から議案第14号までは、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号は、賛成討論と反対討論がそれぞれ1人ずつあり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号は、賛成討論と反対討論がそれぞれ1人ずつあり、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号は、1人の委員から反対討論がありましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより、議案第10号の討論に入ります。
討論する方ありませんか。

5番 阪本君。

〔5番（阪本久代君）登壇〕

○5番（阪本久代君）おはようございます。
議案第10号 令和7年度橋本市一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

市民は、食料品、光熱費等が上がるが、物価上昇に見合った賃上げや年金の引上げがない中で生活をしています。

令和7年度予算は、乳幼児、子どもの医療費の所得制限がなくなったこと、給食費の無償化など、今まで要求してきたことが実現したという前進面もあります。

予算審議の中で、会計年度任用職員を募集しても集まらないので、民間委託や派遣を入れる予算となっていることが明らかになりました。また、正職員も募集しても集まっていないということです。職場環境の改善が必要ではないでしょうか。

市民や職員のボランティアに頼るのも見直すべきだと思います。

以上をもって反対討論とします。

○議長（森下伸吾君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

3番 岡本君。

〔3番（岡本喜好君）登壇〕

○3番（岡本喜好君）では、賛成の立場から討論させていただきます。議案第10号 令和7年度橋本市一般会計予算に対し、賛成の立場から討論させていただきます。

本予算は歳入歳出予算総額309億6,586万円とするものです。市長は年頭の辞において、令和7年度を挑戦と変化、進化を実現する年だと訓示で述べられました。挑戦においては、新規事業において、橋本駅前事業化検討事業、学校特別防犯対策事業、高野口中学校基本構想・基本計画策定事業、応其地区学童保育改

築事業、また、65歳以上高齢者の免許返納促進事業等、新しい施策が予算化されています。

変化と進化においては、企業誘致による産業振興、雇用の創出に加え、それに伴い必要となる化学消防車、救急車、ドローン配備等、消防機能の強化、また道路のインフラ整備、そして継続的な地方移住促進やシティプロモーション、市民が楽しみにしている紀の川橋本SUMMER BALL補助金など、地域の活性化に必要な予算を計上しています。

また、農業版ふるさと便事業の発送上限の撤廃、地域通貨事業の拡充、地場製品のブランディング事業、戦略的インスタグラムの活用など、情報発信機能の強化等、農業産業振興への配慮もなされています。

4月からは、橋本市の新たな教育文化施設である紀見こども園や郷土資料館が開園、開館をいたします。そしてそのための運営に必要な予算も計上されています。

以上、令和7年度市政に必要な予算を配分されていると考えます。

ただ、一方で、前年度比4.2%増の過去最大の予算となったことに鑑み、当局には今後一層、政府・県補助金の活用、ふるさと納税等の増収はもとより、受益者負担の観点から必要な料金は徴収をしていく等、収入の確保をするとともに、各施策の効果や効率を評価した上で、無駄を排除し、財政健全化に努めていただくことを要望いたします。

また、住民生活に大きな影響を及ぼす学校適正規模・適正配置に伴う学校再編をはじめ、市内公共交通機関の在り方や可燃物ごみ収集の週2回化への要望など、様々な課題があります。

柔軟で創造的な民間出身の市長のさらなるリーダーシップの下、行政側の今後さらなる研究、地域住民との対話と理解の促進を期待して、議案第10号に対する賛成討論とさせて

いただきます。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

13番 田中君。

〔13番（田中和仁君）登壇〕

○13番（田中和仁君）おはようございます。議案第10号 一般会計予算について、恐れながら反対の立場から討論いたします。気持ちは賛成したいのですが、議員の仕事として、また、橋本市の将来を考え、反対。簡潔に意見を述べます。

財政調整基金の18億5,000万円の取崩しは令和6年度よりさらに大きな額です。主な3基金で見ますと、22億4,000万円の取崩しが見込まれています。もちろん、このうちどれぐらい補正されるかという少しの希望はありますが、こんな大きな取崩しは今後の財政運営に深刻な影響を与えたいと思います。

令和6年度決算見込みでは12億7,000万円の取崩し。まだ確定していませんけども、そこへ来て来年度、それより大きな取崩し。非常事態を感じます。市役所、各部門連携して、財政のスリム化やコストカット、可能な限り予算の巨大化を防がなくてはなりません。

市がアクセルを踏み過ぎたら、議会がブレーキを踏むんです。止めるのは、警鐘を鳴らすのは議会しかないんです。何とぞご賛同ください。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第10号 令和7年度橋本市一般会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森下伸吾君) 起立多数であります。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

5 番 阪本君。

〔5 番(阪本久代君) 登壇〕

○5 番(阪本久代君) 議案第11号 令和7年度橋本市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

国民健康保険制度は、国民皆保険を支える大事な社会保障制度です。しかし、被保険者は低所得者が多く、6から7割の被保険者が国保税の軽減措置を受けています。毎年のように国保税が上げられ、生活を圧迫しているのに、令和7年度も上げられます。

市民を苦しめる予算となっていますので、反対いたします。

○議長(森下伸吾君) ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第11号 令和7年度橋本市国民健康保険特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森下伸吾君) 起立多数であります。

よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) 討論がありませんので、

討論を終結いたします。

これより、議案第12号 令和7年度橋本市駐車場事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) ご異議ありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号 令和7年度橋本市墓園事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) ご異議ありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第14号 令和7年度橋本市介護保険特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) ご異議ありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

6番 高本君。

〔6番（高本勝次君）登壇〕

○6番（高本勝次君） それでは、令和7年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論をさせていただきます。

75歳以上の高齢者の加入保険で、多くは年金暮らしの高齢者です。暮らし向きはどうでしょうか。水道、電気、ガス、食料品など、どれもこれも毎年値上がりの続く中で、節約にも限度があると怒る方も少なくありません。

保険料の軽減措置を受けておられる方は、令和6年度で約7割もおられると聞いています。そして、幾つもの医療機関に通院して、医療費が増えて困るという声もよく聞きます。診察を我慢して重症化すれば、今度は介護保険での対応になり、医療や介護の予算負担が増えるばかりであります。

後期高齢者医療制度の見直しを議会として意思表示していくことが今、大事ではないでしょうか。必要かと思えます。このことを訴えまして、反対討論といたします。どうぞご賛同よろしく願いいたします。

○議長（森下伸吾君） ほかに討論する方ありませんか。

2番 板橋君。

〔2番（板橋真弓君）登壇〕

○2番（板橋真弓君） 私は、令和7年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

高齢化に伴い、高齢者の医療費も年々増加傾向にあることから、令和4年度より、一定の所得を超える高齢者には2割の自己負担が求められる現状となっています。これは、共に支え合う医療制度を何とか維持継続させていくためには、やむを得ぬ措置であると考えます。

本予算では、高齢者が安心して医療を受けるために必要な予算が適正に計上されています。よって、本予算に賛成といたします。

○議長（森下伸吾君） ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第15号 令和7年度橋本市後期高齢者医療特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森下伸吾君） 起立多数であります。

よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 令和7年度橋本市工業団地造成事業特別会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君） ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

5番 阪本君。

〔5番（阪本久代君）登壇〕

○5番（阪本久代君） 議案第17号 令和7年

度橋本市水道事業会計予算に反対の立場で討論を行います。

水道料金を調べてみますと、数年前の資料でしたが、20立方メートルで橋本市は3,960円、全国平均は3,141円、和歌山県の平均は2,745円でした。橋本市は、ここから見ても高いほうです。

お水は生きていく上で欠かせないものです。物価高騰の中、水道代が近隣と比べて高く、市民の生活を圧迫する予算となっていますので、反対いたします。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

7番 岡君。

〔7番（岡 弘悟君）登壇〕

○7番（岡 弘悟君）賛成の立場で討論させていただきます。

水道料金についてなんですけども、高いか安いかわという議論、僕もちょっと最近いろいろ調べて分かってきたことがあるんですけども、来年度、全国の自治体の90%以上が値上げを計画しているという報道がありました。

その内容については、橋本市の場合は市の一般財源からの繰入れはしておらず、企業会計で行っていると。ただ、全国的に見ると、水道の価格を抑えるために一般財源から繰入れをして価格を抑えているという現状があり、今それが限界に近づいてきていると。ということは、今の価格の高いか安いかの議論をする前に、繰り入れている税金の金額も含めて真の意味での価格というのをほんまは算出せなあかんですよ。それを考えたときに、果たして本市の水道料金が高いか安いかわというのは、一回そこの原点に返ってから考えなければいけないと思います。

安いかわいかわという議論はまだまだ考えていかなければいけないですけども、ただ、水道事業においては一般財源からの繰入れをし

ていない。つまり、健全な企業会計で、水道料金について、今のところこれでいかなければいけないというのはもう明白でありますので、私はその意味も込めて、この予算については正当であると考えますので、賛成させていただきます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

16番 土井君。

〔16番（土井裕美子君）登壇〕

○16番（土井裕美子君）私は、議案第17号 令和7年度水道事業会計に賛成の立場で討論させていただきます。

水道事業は市民に欠かせない基本的な公共サービスであり、全ての市民に平等に提供されるべきものであります。水道事業会計の健全な運営は安心安全な水を提供する上でも必要不可欠で、長期的な視点での投資が求められる事業であり、施設の老朽化や新たな設備投資に対応するため、計画的な財政運営が求められております。

本市の本予算におきましては、道路改良に伴う水道管移設工事に1億2,600万円、老朽管の更新事業費として1億4,900万円、また浄水場の更新事業として5億6,700万円を計上するなど、市民に安心安全な水道水を安定的に供給するため、限られた予算の中で計画的に事業を進められておりますので、よって、本予算に賛成とさせていただきます。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第17号 令和7年度橋本市水道事業会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森下伸吾君）起立多数であります。

よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号 令和7年度橋本市下水道事業会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

6 番 高本君。

〔6 番（高本勝次君）登壇〕

○6 番（高本勝次君）議案第19号 令和7年度橋本市病院事業会計予算に反対の立場で討論を行います。

累積赤字の事業会計のため、職員の人事院勧告を実施しない予算となっております。看護師をはじめ職員の仕事への意欲にも影響を与え、離職につながるのではないかと思います。さらに経営を困難にしかねません。

早期に人事院勧告の実施を求めて、反対の討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方あり

ませんか。

16番 土井君。

〔16番（土井裕美子君）登壇〕

○16番（土井裕美子君）私は、令和7年度病院事業会計予算に賛成の立場で討論させていただきます。

橋本市民病院は、この地域の中核病院として地域で必要とされる高度急性期、急性期及び回復期医療を担い、質の高い医療の提供を求められております。また、自治体病院として不採算医療や災害医療、小児医療、周産期医療、新興感染症対策をも担っていかなければならず、この地域になくってはならない病院であります。

しかしながら、コロナ禍後におきましては受診控えが進み、入院患者数の回復も見込めない状況の中、物価の高騰により医薬品や医療材料の価格も上がり、賃金の高騰も影響し、令和5年度の医業収益が約9億円の赤字となり、経営努力を進めてはいるものの、令和6年度における医業収益は約10億円の赤字となる見込みであると報告も受けており、大変深刻な状況であることは事実でございます。

しかしながら、このような中、令和7年度におきましては運用病床数を増床され、その病床数の利用率も90%にするという目標を掲げ、医師の勤務時間の調整などにより、働き方改革とともに、救急を断らない工夫や地域の医療機関とのさらなる連携をはじめ、病院の広報にもしっかりと力を入れ、効果的なベッドコントロールを図るなど、あらゆる手段を講じ、収益化を図るべく、病院職員が様々な経営改善のアイデアを出し、経営改善の取り組みを進めていく報告を受けているところでございます。

また、予算の中でも、建物設備の最適化や医療機器の最適化等、予算枠の上限を決め、計画的に進めていくなどの計画をされており、

地域住民の命を守る橋本市民病院の医療を止めるわけにはまいりません。

職員が一丸となり、経営改善に取り組んでいただけることを期待し、今回の予算に賛成とさせていただきます。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号 令和7年度橋本市民病院事業会計予算について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森下伸吾君）起立多数であります。

よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第43号 令和6年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第5号）について から、日程第18 議案第45号 財産の貸付けについて までの3件

○議長（森下伸吾君）日程第16 議案第43号 令和6年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第5号）について から、日程第18 議案第45号 財産の貸付けについて までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）それでは、追加提案させていただきました議案についてご説明申し上げます。

議案第43号 令和6年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第5号）は、企業

誘致用地であるあやの台北部用地の不動産売払い収入を企業誘致対策基金に積み立てるため、総額5億9,109万8,000円を増額補正するものでございます。

議案第44号は、土地の処分についてでございます。

これは、企業誘致用地であるあやの台北部用地を工場建設用地としてアカツキ・マキナ株式会社へ分譲することが確定しましたので、当該企業と土地譲渡契約を締結するにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

議案第45号は、財産の貸付けについてでございます。

これは、紀見幼稚園園舎を特定非営利活動法人めぐみ福祉会に有償で貸し付けるにあたり、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案3件についてご説明申し上げました。

議員各位には、よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森下伸吾君）市長の説明が終わりました。

これより議案第43号について質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第43号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第43号 令和6年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第5号)について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第44号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第44号 土地の処分について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 田中君。

○8番（田中博晃君）ちょっと確認させてください。三点あります。まず、この団体がどのような団体なのか。まず確認の一つ。

二つ目に、月額3万5,000円ということなんですけれども、この支払い形態について、年度一括なのかとか、その辺りについて。

三点目に、もし仮に契約不履行等があった場合に、市から契約解除ができる要綱とか全て設けているのか。この三点、よろしく願いします。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

当特定非営利活動法人めぐみ福祉会は、九度山町に本拠を置き、九度山町にて社会福祉事業を行っております。また、本市におきましても放課後等デイサービスを市内4か所において事業を行っていただいております。常に社会福祉の向上に努めている団体でございます。

続きまして、3万5,000円の納付形態ですけれども、過去の同様の事例におきましては、前期、後期に分けて2回払うなどということから、当該団体につきましても、話合いの下、2回払い等の協議を行っていきたいと思います。まだここの詰めは行っておりませんが、そういった形になるかと思っております。

不履行等についての契約解除につきましては、契約書の中にその文言を入れております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）ちょっと一点だけ確認、お願いしたいんですけども、これ、貸し付け

るということは賃借関係を結ぶということやと思うんですけども、その場合、その建物に何かあった場合とか雨漏り等が起こった場合は、普通、基本でしたら家主の責任というふうになるんですけども、この契約についてはもう、金額も月3万5,000円ってすごく安いので、そういった要綱はないということですよね。相手方が全て面倒見てくれるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

貸付けの条件として、現状貸付けということの基本としておりますので、雨漏り等につきましては、借主である当該法人がしていただくことになります。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）福祉的なところに借りていただけるというのは僕は賛成なんですけども、ちょっと何点かお伺いしたいんですけど、重複していたらすいません。

これ、3年間って定めとる理由、これが一つ知りたいのと、間違っていたらごめんなさい、勉強不足で。これ、たしか、新しい紀見保育園、こども園というのかな、あれの三つを一つにしてとか、その最適化事業債的なやつを当たっているとしたら、たしか5年で更地にするか、名義を変えるか、売却とかというふうな条件付の建物ではないのかなと。その点についての見解と、二つお伺いいたします。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ご質問二つあったんですけども、ちょっと一つになってしまいかもしれませんが、答弁させていただきます。

紀見こども園の建築にあたりましては、公共施設等適正化管理推進事業債というのを活用させていただいております。統合元の幼稚園とか保育園というのは、議員おただしのおり、5年以内に解体とか売却とかという処分をする必要がございます。基本的には売却を基本として市のほうでは考えております。

なぜ3年かというところでございますけれども、解体、売却をするということであれば、4年目に解体の設計をして、5年目に解体工事をする必要がありますので、勘案しますと3年というところで貸付け期間を設定しております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）否定的なことは言うてないですよ。ただ、計算上、部長の言われるとおりのタイムスケジュールやったら、3年の間は貸してあげるよということやと思うんですけど、でも、本市の普通財産の位置づけでその最適化事業のルールを考えたときに、極端な100ゼロの例えばで言うと、3万5,000円を、3年払うてもうて、4年後に買うてくれるんかいとか、この3年の間にいろんな人が出入りして、ここの土地の価値をいろんな人が見に来て、誰かが買ってくれるかもしれないとか。この3年というのは、福祉施設を運用しとる人に協力的であらなあかんという本市の福祉事業に対する思いで手をつなぐことは僕は賛成するもんなんですけども、でも、片や新しい建物を建てて、補助金、起債を使って、その条件に当てはまる、本市の全体的な損得勘定で言うと、この3年の間にどなたかが買ってくれたんと違うのとか、民間が買ってくれたら設計予算とか解体予算が要らないわけじゃないですか。ほな、先ほどの当初予算の定義の、うちの3番議員の賛成討論にも深く刻まれとると思うんですけども、今後

の財政運営の健全化とか、そういうところに関してというのはちょっと矛盾を感じるというか、タイムスケジュール的に損するのではないかなとか。ここの法人が3年、4年借りてその後買うてくれるらしいわとか、そういう協定をまいとるんやったら大賛成するもんなんですけども、その辺のバランスというのは、市全体としてはどういう判断をして3年だけ貸してあげようという経緯に至ったのか、ここってすごい大事なことやと思うんです。

あと、最適化の事業の分で、ほかにもありますよね。ただでもろてもらえたらそれでええ、でも、僕はいいんですよ。解体する分を考えたら、ただでもろてもらえたら固定資産税とか、その周りで人、物、金が動くという定義も当てはまるかと思う。僕は前向きな意見で聞いとるんですよ。否定的で聞いとるんちゃう。その辺の考えというのは、市の中核の方の意見を聞きたいんやけど、いかがですか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

先ほど、答弁では解体を前提とするようなニュアンスでちょっと私、言ってしまったんですけれども、先日、当該法人、プロポーザル方式で業者選定させていただいております。その中では購入意思があるかないかというところを確認しております、ぜひとも買いたいというところで答弁いただいております。

ただ、売却には当該法人を優先するわけではなくて、公募による売却ということになるかと思っておりますので、その辺は1者限定というところではないので、今後検討というふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これ

をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第45号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第45号 財産の貸付けについて を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

この際、10時40分まで休憩をいたします。

（午前10時26分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第19 委員会提出議案第1号 京奈和自動車道の4車線化を求める意見書について

○議長（森下伸吾君）日程第19 委員会提出議案第1号 京奈和自動車道の4車線化を求める意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
総務経済委員会委員長 14番 南出君。

〔14番（南出昌彦君）登壇〕

○14番（南出昌彦君）それでは、委員会提出議案第1号 京奈和自動車道の4車線化を求める意見書について、説明させていただきます。

京奈和自動車道は京都府、奈良県、和歌山県を結ぶ重要な広域幹線道路であり、地域経済の活性化や観光振興において不可欠な役割を担っている。また、市民の日常生活における利便性が高く、地域内外への生活道路として広く利用されている。

現在、橋本市では移住定住促進に向けた雇用創出に資するべく企業誘致施策に力を入れており、紀北橋本エコヒルズ、あやの台北部用地をはじめとした企業誘致用地には製造業や物流関連業など57社の企業進出があり、今後は大手ホームセンターの関西最大級の物流センターが操業する予定となっている。

しかしながら、京奈和自動車道は一部区間を除き、多くは対向二車線であることから正面衝突事故が後を絶たず、その他の事故も含め、一度事故が発生すれば通行自体ができなくなる。このことは、市民生活に支障を来すことはもちろん、広域アクセスを基軸とした物流機能への支障は大きく、沿線企業をはじめとする地域の経済活動に多大な影響をもたらすことになる。

よって、橋本市議会は、市民生活の利便性の向上や対面通行による重大事故の防止、活力ある地域発展や渋滞による経済的損失の解消、企業活動のさらなる効率化に資するよう、京奈和自動車道の4車線化の実現を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書提出先、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済産業大臣。

以上、説明とさせていただきます。議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 京奈和自動車道の4車線化を求める意見書についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 委員会提出議案第2号 市民病院経営の財政基盤安定化に向けた財政支援及び物価・賃金上昇に対応できる診療報酬改定の即時実施を求める意見書について
と、日程第21 委員会提出議案第3号 市町村振興資金貸付制度の拡充及び地域医療確保のための支援を求める意見書についての2件

○議長（森下伸吾君）日程第20 委員会提出議案第2号 市民病院経営の財政基盤安定化に向けた財政支援及び物価・賃金上昇に対応できる診療報酬改定の即時実施を求める意見書について と、日程第21 委員会提出議案第3号 市町村振興資金貸付制度の拡充及び地域医療確保のための支援を求める意見書に

ついて の 2 件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

文教厚生建設委員会委員長 9 番 堀内君。

〔9 番（堀内和久君）登壇〕

○9 番（堀内和久君）そしたら、壇上より朗読をもって、委員会提出議案第 2 号と議案第 3 号を説明させていただきます。

議案第 2 号 市民病院経営の財政基盤安定化に向けた財政支援及び物価・賃金上昇に対応できる診療報酬改定の即時実施を求める意見書についてでございます。

全国自治体病院協議会が会員病院を対象に実施した緊急調査によると、令和 5 年度上半期の医業損益の合計は 569 億円の赤字で、前年同期の 394 億円の赤字から 1.4 倍に赤字幅が拡大する見込みであることが示された。

また、各種メディアを通じ、大学病院や自治体病院等の大幅赤字による経営悪化が報道されている。その背景には、コロナ禍後、入院患者数の回復が見込めないことに加え、近年の物価や賃金の高騰が影響している。

令和 6 年の診療報酬改定では、新設されたベースアップ評価料は令和 6 年に 2.5% の給与増を行えるように設計されていると説明されているものの、賃上げ促進税制が適用されていない自治体病院等については、人事院勧告を踏まえた 2.5% をはるかに上回る給与増に対応することは極めて困難である。

また、物価の高騰により、医薬品や医療材料の価格が上昇しているだけでなく、その大半が人件費で構成されている委託料や人材確保のための紹介・派遣手数料も増加し、病院経営に係る負担は一層深刻化している。

様々なコストが増加する中、人件費を抑制すれば、医師や看護師等の離職が加速し、適切な医療サービスの提供が困難となる。

橋本市市民病院においても、令和 5 年度の医業利益が約 9 億円の赤字となり、収益改善の

取組みを進めるものの、人件費等経費の高騰により現在も厳しい状況は続き、令和 6 年度の医業利益は約 10 億円の赤字となる見通しである。

政府は、最低賃金を全国加重平均で 1,500 円に引き上げるという目標を掲げ、その時期を 2030 年代半ばから 2020 年代へと前倒しする方針を示している。しかし、公定価格である診療報酬は病院が独自に費用を上乗せすることができず、経営コストが上昇し続ける現状では地域医療の将来を全く見通せないため、早急な対策が求められる。

公立病院は地域住民の命を守る社会インフラであり、持続可能な地域医療を確保するには、病院経営の安定化に向けた柔軟な資金調達手段が不可欠である。

よって、橋本市議会は、国に対し、公立病院経営の財政基盤の安定化に向け、以下の対策を速やかに実施するよう強く要望する。

1、令和 7 年度地方財政施策における病院事業債（経営改善推進事業）の創設については、公立病院の経営改善に実効性のある制度を迅速に検討し、柔軟な運用をされたい。また、持続可能な地域医療の確保に向けた新たな補助金制度の創設を直ちに実施されたい。

2、診療報酬改定について、急激な物価及び人件費の高騰を踏まえ、持続可能な地域医療の確保のため、入院基本料等の見直しを行うなど、令和 7 年度において抜本的な対策を講じられたい。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣。

続きまして、委員会提出議案第 3 号の説明をさせていただきます。

市町村振興資金貸付制度の拡充及び地域医

療確保のための支援を求める意見書。

近年、公立病院の経営状況は全国的に厳しさを増しており、全国自治体病院協議会が会員病院を対象に実施した緊急調査によると、令和５年度上半期と令和６年度上半期を比較すると、医業収益は1.8%増加したものの、医業費用はそれを上回る3.5%の増加となり、結果として赤字幅が拡大している。通年で見ると、令和５年度の医業利益率は約10.3%のマイナスであったが、令和６年度には約14.5%のマイナスに悪化する見通しである。

橋本市民病院においても同様の状況にあり、令和５年度医業利益は約９億円の赤字となった。収益改善の取組みを進めるものの、人件費等経費の高騰により、現在も厳しい財政状況は継続しており、令和６年度医業利益についても約10億円の赤字となる見通しである。

このような状況の背景には、医師や看護師不足、人口減少や少子高齢化による医療需要の変化、医療の高度化など、経営環境の急激な変化がある。これらの課題に対応し、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、総務省が策定した公立病院経営強化ガイドラインを参考に、本市においても、令和４年度に橋本市民病院経営強化プランを策定し、経営強化の推進を図っているところである。

しかしながら、令和６年度診療報酬改定では、その多くは看護師や薬剤師の処遇改善に充てられ、実質的な経営改善には十分とは言えず、このため、病院経営のさらなる悪化が懸念されている。

橋本市民病院が今後も地域医療の中核として役割を果たしていくためには、病院独自で経営改善の強化を図ることに加え、県からの支援が不可欠である。

よって、橋本市議会は、県に対し、市民病院経営の財政基盤の安定化に向け、以下の措置を実施するよう強く要望する。

１、市町村振興資金において、資金の不足額が確定する前でも、明らかに不足が見込まれる場合においては貸付対象とし、速やかに貸付けを行うとともに、十分な貸付予算を確保されたい。

２、公立病院の地域医療確保のための支援については、国においては様々な財政措置が講じられているが、将来的な負担となる起債や貸付けでなく、資金の不足が見込まれる状況において不足額を補助するような新たな制度を県において創設されたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書提出先は和歌山県知事でございます。

議員のご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）説明が終わりました。

これより委員会提出議案第２号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第２号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第２号 市民病院経営の財政基盤安定化に向けた財政支援及び物価・賃金上昇に対応できる診療報酬改定の即時実施を求める意見書について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、
本案は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第3号について質疑
を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑ありませんので、
質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議
案第3号については、委員会に付託いたしま
せん。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第3号 市町村
振興資金貸付制度の拡充及び地域医療確保の
ための支援を求める意見書について を採決
いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、
本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただ今、意見書案3件が議決されましたが、
その字句、数字、その他整理を必要とするも
のについては、その整理を議長に委任されたい
と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、
そのように決しました。

日程第22 委員会提出議案第4号 地方自
治法第180条の規定による市長専決処分事
項の指定の一部改正について から、日程

第24 委員会提出議案第6号 橋本市議会
委員会条例の一部を改正する条例について
までの3件

○議長（森下伸吾君）日程第22 委員会提出
議案第4号 地方自治法第180条の規定によ
る市長専決処分事項の指定の一部改正につい
て から、日程第24 委員会提出議案第6号
橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例
について までの3件を一括議題といたしま
す。

本案について、提案理由の説明を求めます。
議会運営委員会委員長 16番 土井君。

〔16番（土井裕美子君）登壇〕

○16番（土井裕美子君）それでは、委員会提
出議案第4号から委員会提出議案第6号につ
いて、提案理由を申し上げます。

まず、委員会提出議案第4号 地方自治法
第180条の規定による市長専決処分事項の指
定の一部改正につきましては、このたび地方
自治法の一部を改正する法律が公布され、同
法第243条に新たに第2項の7が新設される
ことにより、以下の項番号が順次繰り下げら
れることとなりました。

このことに対応するため、地方自治法第180
条の規定による市長専決処分事項の指定の一
部を改正するものであります。

次に、委員会提出議案第5号 橋本市議会
の個人情報の保護に関する条例の一部を改正
する条例につきましては、このたび行政手続
における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律が改正され、同法第2条
に新たに第8項が新設されることにより、以
下の項番号が順次繰り下げられることとなり
ました。

このことに対応するとともに、字句の整理
など所要の整備を行うため、橋本市議会の個
人情報の保護に関する条例の一部を改正する
ものであります。

最後に、委員会提出議案第6号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルスのパンデミックを経てオンライン会議の普及が進んだことに伴い、このたび、大規模な災害の発生や感染症が蔓延した際にオンライン委員会を開催できるように、橋本市議会委員会条例の一部を改正するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますように、よろしくお願いをいたします。

○議長（森下伸吾君）説明が終わりました。

これより委員会提出議案第4号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第4号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第4号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分事項の指定の一部改正について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第5号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第5号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第5号 橋本市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第6号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第6号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第6号 橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、
本案は原案のとおり可決されました。

○議長（森下伸吾君）以上で本日の日程は終わりました。

これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長（森下伸吾君）閉会にあたり、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）3月市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、2月25日の開会から本日まで23日間にわたり、令和7年度当初予算をはじめ、ご提案させていただきました案件全てに対し、慎重なるご審議とご議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。審議の過程において頂いたご意見、ご指摘等につきましては、今後、十分その意を踏まえ、調査研究を重ねてまいります。

3月も終わりに近づき、まだまだ寒い日が続いておりますが、三寒四温の言葉どおり、少しずつ春の訪れを感じているところです。

4月には、本市の風物詩であります高野口公園における桜まつりや、恋野地域での恋のまちはしもと！チューリップまつりが開催されます。各事業において、楽しい催しやキッチンカーなどの出店も行われます。市民の皆さまが暖かい日差しの下、本市の自然や花を楽しみながら、ご家族やご友人と共にゆっくりと心豊かな時間を過ごしていただきたいと思います。

さて、今年度末をもって32名の職員が退職いたします。当議会出席の参与につきまして

も、福井直記議会事務局長、久保雅裕健康福祉部長、西前克彦建設部長、3名の職員が役職定年を迎えます。これらの職員に対する議員各位のご指導、ご鞭撻、誠にありがとうございました。

また、これまで多くの子どもたちが巣立っていった紀見保育園、紀見幼稚園、境原幼稚園が、この3月末日をもって長い歴史に幕を下ろし、閉園いたします。この間、議員各位をはじめ、保護者の皆さまや地域の皆さまには、子どもたちの健やかな成長のため、お力添えを頂き、また教育の推進に多大なご協力を賜りましたこと、深く感謝申し上げます。

4月からは、公設公営の幼保連携型認定こども園であります紀見こども園が開園します。子どもたちが安全に安心して過ごすことができ、健やかに成長できるようにとの思いが籠もった園が完成しました。新園舎整備にあたり、保護者の皆さま、また、地域の皆さまや大阪芸術大学をはじめとする関係者の皆さまのご協力に改めて感謝申し上げます。

紀見こども園では、子どもの個性に配慮し、一人ひとりの発達の状況に寄り添った、公設公営ならではの幼児教育・保育の充実を図るとともに、子どもたちの笑顔あふれる育みの場となるよう努めてまいりますので、今後も温かいご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、4月5日には郷土資料館がリニューアルオープンします。老朽化した旧郷土資料館、あさもよし歴史館の2館が統合移転したもので、紀見地区公民館との複合施設となります。生まれ変わった郷土資料館では、古くは縄文時代から現代まで続く本市の歴史について、「みち」というテーマを設け紹介します。映像やクイズなどを用い、より興味を持っていただけるような工夫もしております。

市内の文化財を一望できるマップや本市の

偉人であります岡潔、前畑秀子、古川勝を紹介するコーナー、紀の川を往来する川上船を再現したフォトスポットなども設けています。

今後は、橋本市の豊かな歴史と文化を学んでいただけるよう特別展示や企画展示、講演会などを開催する予定です。多くの皆さまにご来館いただき、世代を超えて活用いただけることを期待しています。

間もなく令和7年度を迎えます。令和7年度は本市が市制施行20周年を迎える節目の年であり、また、私にとっても、市長としての3期目の締めくくりの年でもあります。

平成18年3月に新市が誕生して以来、着実に歩みを進めることができましたのは、まちづくりに情熱をかけてこられた多くの先人や市民の皆さまのご尽力のおかげであり、皆さまの思いを大きな力にし、未来へとつなぐことが私の務めだと思っております。

4月からの1年間は、市民の皆さまに祝賀の機運が広がるよう、記念式典をはじめとした様々な事業の実施や、市民団体や学生の皆さまによる創意工夫あふれた自主的な取り組みを支援するなど、共にお祝いし、盛り上げていきたいと考えています。

市民の皆さまと一緒に、地域に元気を届け、次の世代への飛躍、発展につながる、心に残るような事業に取り組んでまいりたいと考えています。

まだまだ厳しい財政状況ではありますが、橋本市に愛着と誇りを感じてもらえるよう、今なすべきことを見据え、時期を逃さず、未来へ続く各分野の施策を積極的に展開し、全身全霊で取り組んでまいります。

議員の皆さまにおかれましても、ご支援とご協力をお願い申し上げ、3月市議会定例会の閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）令和7年3月定例会の

閉会を迎えるにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る2月25日の開会以来、本日まで23日間にわたり、令和7年度各会計予算をはじめ、多数の重要議案について終始極めて真剣かつ慎重な審議により、本日、その全てを議了することができました。これもひとえに議員各位のご協力によるものと深く感謝を申し上げます。

また、市長をはじめ理事者各位におかれましては、この間、常に真摯な態度をもって審議にご協力を頂きましたこと、心より厚く御礼を申し上げます。

なお、期間中、可決成立いたしました予算並びに条例のほか、行政諸課題に対する多くの議論の中では、議員各位から意見、提言もなされたところであります。市当局におかれましては、こうした議論を十分に踏まえ、必要な施策を適時適切に講じていただきますよう強く要望する次第であります。

さて、来月13日から大阪・関西万博が開催されます。「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、世界規模の様々な課題に取り組むべく、世界各地から英知が結集するとともに、世界中からたくさんの人や物が集まってまいります。この万博は、職員全体でシティプロモーションに取り組んでいる橋本市にとって、世界にその名を売り込む絶好のチャンスだと考えております。

このたびの万博においては、高野口のパイル織物や紀州へら竿を出展するとともに、パイル織物の再織り体験やへら竿のしなり体験も実施されると伺っておりますが、これらアウトタープロモーションを契機に、世界で橋本市が、また橋本市の産品が認知されることを願っております。

話は変わりますが、今月末をもってご勇退されます職員の皆さん、長年にわたり努力さ

れその職責を全うされましたことに、改めて深く感謝申し上げます。今後は、健康にご留意されまして、新たな分野、または新たな職場で、その地域社会の一員として、なお一層のご活躍を頂きますようご期待申し上げます。本当に長い間ご苦勞いただき、ありがとうございました。

あわせて、役職定年により、次の理事者にバトンを渡されます職員の皆さまにもお礼を

申し上げる次第であります。

終わりになりますが、市民の皆さまには、今後とも我が橋本市の発展、充実に引き続きご協力を賜りますことを改めてお願いを申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。皆さま、ありがとうございました。

これをもって令和7年3月橋本市議会定例会を閉会いたします。

(午前11時12分 閉会)

地方自治法第123条第3項の規定により、ここに署名する。

議 長 森 下 伸 吾
8 番 議 員 田 中 博 晃
18 番 議 員 中 本 正 人